

農地情報公開システム  
整備事業の概要について (抜可い)

平成 28 年 1 月

農林水産省

# 1-1 背景 (農業を取り巻く現状とこれまでの取組み)

## 農業の現状・課題

- 農業生産額・農業所得の減少 → 平成2年度と比べ、それぞれ3割減・半減
- 農業者の高齢化 → 基幹的農業従事者の平均年齢は66歳
- 耕作放棄地の増加 → 滋賀県と同じ面積＝約40万ha



## 「攻めの農林水産業」の実現＝今後10年間で農業・農村の所得を倍増

- ・需要フロンティアの拡大      ・バリューチェーンの構築      ・多面的機能の維持・発揮
- ・生産現場の強化＝担い手の農地利用面積を全農地の8割に(現状5割)



## 生産現場の強化におけるこれまでの取組

- 平成21年    農地法改正 → 農業生産法人以外の法人に農地の賃貸、貸付けなどを可能に  
遊休農地対策を法定化(利用状況調査の新設など)
- 平成24年～ 人・農地プラン作成 → 地域の5年後、10年後あるべき姿を決定、中心経営体に農地集積
- 平成25年    農地法改正 → 農地台帳の法定化、利用意向調査の新設
- 平成26年    農地中間管理機構創設 → 農地を中間保有し、担い手に貸付
- 平成27年    農業委員会法改正 → 最適化推進委員を設置、ネットワーク機構を指定

## 農地台帳・農地地図の整備

- ① 地図上で農地の所在特定
- ② 耕作者ごとの色分け
- ③ 最新の農地情報を逐次更新

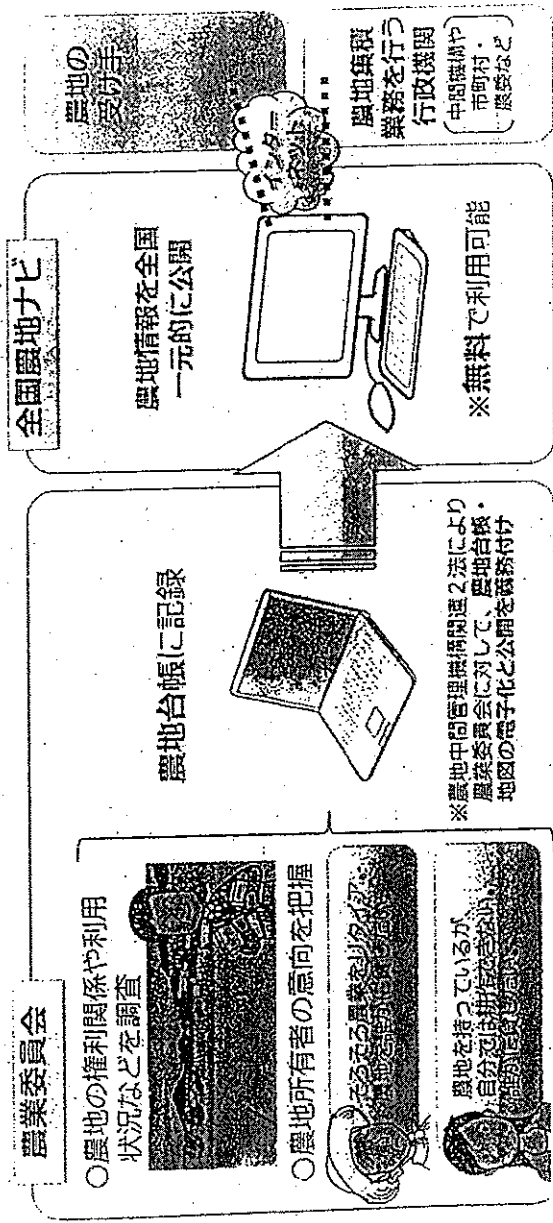


農業委員会等が法令業務を行うために必要となる基礎資料。人・農地プラン作成や遊休農地の発生・防止活動で活用

## 1-2 背景（農業情報公開システム整備事業に求められるもの）

農地中間管理機構による担い手への農地集積と集約化業務を支援する観点から、平成25年12月に農地法が改正され、全ての農業委員会等（農業委員会を設置していない市町村を含む。以下、「農業委員会等」という。）に管内の農地情報を記載した農地台帳及び農地地図の整備、農地の公表項目と農地地図をインターネット又はその他の方法により公表することが法律上義務付けられました。

農林水産省は、農地情報公開システム整備事業を新設し、26年度にフェーズ1（全国農地ナビ）としてインターネットでの公開部分を構築し、27年4月からの稼働を実現しました。現在、1680の農業委員会等の約5000万筆の農地情報を公開しています。



また、28年4月からは、全ての農業委員会の農地台帳データをクラウド上に構築することにより「担い手及び農地利用の実態に関する調査」を始め農地台帳を利用する各種行政調査等をシステム化し、農業委員会事務局業務の省力化を実現すると共に、この農地情報公開システムを前提とした農地利用最適化交付金などの各種補助金等の支払いを開始予定で

## 1-2 背景(農業情報公開システム整備事業に求められるもの)

しかしながら、農地利用状況調査結果など「調査中」の項目が多く、データ不備の農業委員会が多数あったことから、27年7月30日の参議院農林水産委員会において、早急に是正するよう求められています。また、27年6月30日に閣議決定した規制改革実施計画では「現況に基づき最新の農地情報(中略)をより速やかに反映できるシステムの構築」を28年度に措置することとされました。

農林水産省としても、農地情報公開システムはフェーズ1で広く一般国民に公開情報のみを公開し、フェーズ2で農業委員会等の事務処理システムを構築することにより農地情報の逐次更新を実現すると共に、農地中間管理機構に対するデータ提供や各種行政調査等のシステム化を27年度中に構築し、28年度から稼働させることとしています。

### ○平成27年7月30日(木)参議院農林水産委員会議事抜粋

(日本を元気にする会 山田議員)

私も昨日、実はこの農地ナビをいじらしてもらって、非常におもしろい、・・・残念ながらまだ、項目が相当調べられているのは見たのですが、項目がまだまだ不備みたいなので、これを育てていくというのは新たな農地の展開ということに繋がるかと思っておりますので、引き続き頑張っていただけだと思います。(公明党 平木議員)

この農地ナビ私も見まして、非常に本当に詳しい情報が出ています。・・・割と一つの農地の調査項目について、調査中となったままのものがすごく多いですね。でこれいつ調査するのだからうなとかですね。

### ○規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)抜粋

#### ②農地情報公開システムの機能向上

(規制改革の内容)

各農業委員会で整備している農地情報公開システムの一元化に際しては、引き続き農地中間管理機構等のシステム利用者等との協議を通じてその二一を把握した上で、利便性・効率性を更に向上させるとともに、現況に基づき最新の農地情報(耕作者ごとの整理番号、遊休農地の措置の実施状況、貸付けに関する所有者の意向等)をより速やかに反映できるシステムを構築し、運用を開始する。

(実施時期)

平成27年度検討開始、平成28年度措置

## 2-1 目的・効果（農業委員会等）

農地情報公開システム（フェーズ2）においては農地集積・集約化を推進するために、それぞれの利用者に向けて以下の事項を実現します。

### 農業委員会等

- 農業委員会等に権利移動等で変更が生じた農地台帳情報を逐次更新しその後すぐに全国農地ナビに自動反映する機能を提供し、現況に基づく農地台帳情報を広くインターネットで発信し、農地集積・集約化を推進することを可能とします。農地台帳情報の逐次更新に基づくインターネット公開により、農地台帳の法令業務（農地台帳及び農地に関する地図の公表等）の条件を全て満たすことが可能となります（詳細はp7,8をご参照ください）。
- すべての農業委員会等に対して、農地台帳管理機能および農地台帳情報とフルリンクした地図システム機能を提供し、農業委員会等の農地利用調整業務を支援します。また、農業委員会等の法令業務（農地法の許認可、総会議案作成等）で活用できる機能、農地台帳情報を活用した集積シミュレーション機能を提供し、農業委員会等の一連の業務で農地台帳情報と地図情報を一元的に扱えるようにすることで業務効率化を図ります。
- 登録された農地台帳情報から、「権利移動・借賃等調査」等※の行政調査に対する報告事項を自動で算出し、一元的に結果を集約する機能を実現します。これにより、全国農業会議所が国に調査結果を報告できるため、市町村・農業委員会等の調査報告業務を省力化します。  
※担い手及びその農地利用の実態に関する調査、遊休農地に関する措置状況調査など
- 登録された農地台帳情報を農地中間管理機構が閲覧・参照できる仕組みを構築し、農地法施行規則第103条に定められた農地中間管理機構への農地台帳に記録された事項の提供の自動化を実現し、市町村・農業委員会等の農地中間管理機構に対する調査・報告業務を省力化します。

## 2-2 目的・効果(都道府県農業会議等)

### 都道府県農業会議

- 都道府県農業会議には、管内の農業委員会等が更新した農地台帳情報及び農地地図情報を閲覧・参照する機能を提供し、農業委員会等の農地台帳管理業務に対する支援、指導の効率化を図ります。また、管内の農地台帳情報の一覧をダウンロードできるなど、都道府県農業会議による市町村域を越えた情報把握・提供が可能です。

### 都道府県庁

- 都道府県庁には、管内の農業委員会等が更新した農地台帳情報及び農地地図情報を閲覧・参照する機能を提供し、農業委員会等の農地台帳管理業務に対する支援、指導の効率化を図ります。また、農業委員会等から報告を受けなくても、管内の農地に対する申請受付の進捗状況や月内の貸借終期限の農地件数、利用状況調査結果の集計結果などを随時確認できます(農業委員会等の報告の負担軽減にもなります。)

### 農地中間管理機構

- 農地中間管理機構には、管内の農業委員会等が更新した農地台帳情報及び農地地図情報を閲覧・参照する機能および農地台帳情報を活用した農地集積シミュレーション機能を提供し、農地集積・集約化業務を支援します。
- 農地利用配分計画作成機能等の機構業務を支援する機能(農地の出し手・受け手管理等)を提供し、機構の業務の効率化にも寄与します。
- 農地の出し手・受け手および農業委員会等、都道府県庁とのやりとりを記録・管理し、問い合わせ時に履歴を参照できる機能や農地中間管理権の取得経過等を分析・集計する機能を提供し、機構業務の効率化を図ります。
- 登録された農地台帳情報や経過管理情報から、担い手への集積の状況、農地中間管理機構の借入・転貸面積等を自動で算出して一元的に結果を集約する機能を実現し、調査報告業務を省力化します。

### 3-1 法的根拠(農業委員会等)

農地情報公開システムにおける農地台帳に関する法令については以下の通りであり、農業委員会等は、農地台帳情報を逐次更新しその最新情報をインターネットで公開することが可能となって初めて法令業務の条件を満たすこととなります。

#### 農業委員会等

#### 農地法第52条の2 (農地台帳の作成)

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

- 一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所
  - 二 その農地の所在、地番、地目及び面積
  - 三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等(第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。)の額
  - 四 その他農林水産省令で定める事項
- 2 農地台帳は、その全部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を主として調製するものとする。
- 3 農地台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による申請若しくは届出又は前条の規定による農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとし、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。
- 4 前三項に規定するもののほか、農地台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

#### 農地法第52条の3 (農地台帳及び農地に関する地図の公表)

- 第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用を促進を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項(公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 2 農業委員会は、農地に関する情報の活用を促進するよう、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の地図について準用する。

次ページ『農地法施行規則』、『農地法の運用について』の制定について』に続く

### 3-1 法的根拠(農業委員会等)

前ページから続き

#### 農業委員会等

#### 農地法施行規則第102条 (農地台帳の正確な記録を確保するための措置)

第百二条 農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年一回以上、農地台帳について、固定資産課税台帳 (地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳をいう。)及び住民基本台帳との照合を行うものとする。ただし、固定資産課税台帳との照合は、同法第二十二条の規定に違反しない範囲内で行うものとする。

#### 農地法施行規則第103条 (農地台帳に記録された事項の提供)

第百三条 農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。  
2 農業委員会は、前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付するものとする。

#### 農地法施行規則第104条 (公表することが適当でない事項等)

第百四条 法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 市街化区域内にある農地 全ての事項
- 二 前号に掲げる農地以外の農地 法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第一条第二号、第六号及び第八号に掲げる事項
- 2 法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - 一 公表すべき事項を記載した書面を市町村の事務所に備え置き、公衆の閲覧に供すること。
  - 二 公表すべき事項(法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。)をインターネットの利用その他の方法により提供すること。

#### 「農地法の運用について」の制定について 第6の2項

- 2 第五十二条の三の規定に基づき農業委員会が行う公表については、以下の事項に留意されたい。
  - (一) 本規定に基づく公表は、公表することが適当でないものとして則第四百四条第一項で定めるものを除き、各市町村で定めている個人情報保護条例等の規定に係わらず、必ず行わなければならないものであること。





# 10 農地情報公開システムでのデータの流れ

農地情報公開システム（フェーズ2構築後）では、各農業委員会等がフェーズ2システムに登録・更新したデータがフェーズ1システムに自動連携し、公表用農地情報となります。

